

令和9年度長崎県公立高等学校入学者選抜(全日制課程)応募資格

(特別選抜・一般選抜共通)

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校もしくはこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を卒業した者、又は令和9年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程(以下「中学校」に含める)を修了した者、又は令和9年3月に修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、又は令和9年3月に修了する見込みの者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者、又は令和9年3月に修了する見込みの者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第58号)
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他、高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者